		本件		先行文献			
請求項	要素	特許第xxxxxxxx号	No1:特開2008-55989	No2:特開平···-	No3:特開···- (参考文献)	所見	評価
1	a	ボディと、該ボディに対して回転自在に配設された車輪と、所定の車輪とボディとの間に配設され、前記所定の車輪にキャン バ角を付与するための車輪駆動部と、	lは左前輪、4frは右前輪、4rlは左後輪、4rrは右後輪、5flは左前輪用 モーター、5frは右前輪用モーター、5rlは左後輪用モーター、5rrは右後	介装し、同アクチュエータAを伸長または収縮させることによってストラット Sの上端位置を車幅方向に変位させて、これにより各車輪Wのキャンバ各		要素。)は文献No1および文献No2に開示されている。 要素)は文献No1および文献No2に開示されている。 要素。)は文献No1および文献No2に開示されている。 で、記述では文献No1および文献No2に開示されている。 後つて、請求項1は文献No1あるいは文献No2に基づいて新 規性が否定されると考えられる。	
	b	車両の操舵を表す操舵指標を検出する操 舵指標検出部と、前記操舵指標に基づい で車両が旋回しているかどうかを判断する 旋回判断処理手段と、	○ 【図2】、【図4】 【0013】 図 】 及び図2において、13はステアリング3の操舵角センサ、それぞれ示している。 【0032】 ステップS104以降は、本発明の車両用旋回制御装置における制御が「キャンバモード」であると定義される。ステップS104においては、ステアリング回転角から旋回半径を求め、その旋回半径を用い図3の考えでキャンバ角を求め、さらに補正値を加えたキャンバ角に設定される。 ● 上配【0032】のステアリング回転角から旋回半径を求める処理は、現実に車両が旋回してか否かの判断が前提になっていると思われます。	○ 【図1】、【0014】 上述した各センサとしては、図示しないステアリングホイールの操舵 角を検出する操舵検出手段としての操舵センサ38と、とが設けられている。	×		х
	c	該旋回判断処理手段によって車両が旋回 していると判断された場合に、前記車輪駆 動部によって前記所定の車輪にキャンパ 角を付与するキャンパ角付与処理手段と を有することを特徴とする車両制御装置。	○ 【図2】、【図4】 【0013】 図1及び図2において、13はステアリング3の操舵角センサ、それぞれ示している。 【0032】 ステップS104以降は、本発明の車両用旋回制御装置における制御が「キャンバモード」であると定義される。ステップS104においては、ステアリング回転角から旋回半径を求め、その旋回半径を用い図3の考えでキャンバ角を求め、さらに補正値を加えたキャンバ角に設定される。 ●補正値を加えるか否かは別にして、車両が旋回していると判断された場合に、所定の車輪にキャンバ角を付与している。	であるか判断する。なお、この操舵角 δ 0 は、直進走行時にハイドルを動かす範囲程度の微小な値 (例えば30deg) に設定されており、操舵角 δ が 操舵角 δ 0 以上でないときには、直進走行していると判断は、操舵角 δ 0 以上であれは、ドライバが操舵操作を行なっていると判断する。 [0027] こうして、ステップS7又はS9又はS10で各アクチュエータ2、4、6、8の目標値が設定されると、ステップS11に進んで、コントローラ32を			
	d	車両の旋回に伴って発生する旋回指標を 検出する旋回指標検出部を有するととも に、		×	×	要素d)の旋回指標検出部は文献NoIに開示されている。 要素e)のキャンパ角付与処理手段は文献No2に開示されて いる。 文献NoIおよび文献No2はともに車両の回転制御に関する ものであり、当業者にとって両文献を組み合わせる動機付 けがあると考えられる。 従って、請求項2は文献NoIおよび文献No2に基づいて進歩 性が否定されると考えられる。	
2	е	前記キャンパ角付与処理手段は、前記旋回指標が検出されている間、前記所定の車輪にキャンパ角を付与する請求項1に記載の車両制御装置。		○ [図2]、[0016]キャンバ角計算部22は旋回パラメータの検出結果を受けて、指定された車輪19に対して付与すべきキャンバ角を計算する。計算されたキャンバ角は、伝達部24を介して車輪19のキャンバ角制御部192に送られる。この操作は、旋回パラメータが検出されている間、継続して行われる。 ●キャンバ角計算部22とキャンバ角制御部192がキャンバ角付与処理手段に相当し、車輪19が所定の車輪に相当すると考えられる。		= -	Y
3	f	前記操舵指標が検出されなくなった後、所 定の時間が経過したときに前記キャンバ角 の付与を解除するキャンバ角解除処理手 段を有する請求項11に記載の車両制御装 置。		×	×	要素付はいずれの文献にも開示されていない。 文献No1、文献No2、文献No3は車両の回転制御に関する ものであるが、請求項3の技術的背景を示すに過ぎない。 請求項3の新規性または進歩性を否定できる文献は抽出さ れなかった。	A

【凡例】 【構成要件毎の先行資料開示内容判断基準】 〇:構成要件が、ほぼ全て開示されている ム:構成要件が、一部開示されている ×:構成要件が、ほとんど開示されていない

【請求項毎の新規性・進歩性判断基準】X.単一の文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるY.2以上の文献の組み合わせによって進歩性がないと考えられるA.新規性、進歩性に影響する文献が見出されない(XY該当文献なし)

●:調査員コメント